

其間廻壽策、可令對治之狀如件。

康安二年五月廿二日

在判 (足利義詮)

(この文書は吉見氏頼に與へたるものなるべし。)

五月廿八日。足利義詮、能登守護吉見氏頼の羽咋郡富來院木尾城に於ける合戦の報を得、之を激勵す。

【古蹟文徴】

五〇〇

能州富來院木尾城合戦事、去十六日注進狀披見訖。富來齋藤次已下討捕云々。早廻壽策、追落當國城等、不日可對治越中國凶徒之狀如件。

康安二年五月廿八日

在判 (足利義詮)

(この文書は吉見氏頼に與へたるものなるべし。)

六月八日。足利義詮、能登守護吉見氏頼の鹿島郡石動山合戦に於ける勳功を賞してこれに感狀を與ふ。

【溫故古文抄】

五〇一

去月廿七日石動山合戦事、同廿八日注進狀披見訖。軍勢等

或討死、或被疵云々。各戦功之至、殊感悅訖。彌廻壽策可令對治凶徒之狀如件。

康安二年六月八日

在判 (足利義詮)

(この文書は吉見氏頼に與へたるものなるべし。)

八月朔日。足利義詮、能登守護吉見氏頼の羽咋郡富來院尾崎城を攻落したるを賞してこれに感狀を與ふ。

【吉見文書】

五〇二

能州富來院尾崎城追落事、去月十二日注進狀披見訖。手者等被疵、凶徒少々討捕云々、尤以神妙也。彌可抽戦功之狀如件。

康安二年八月一日

在判 (足利義詮)

(この文書は吉見氏頼に與へたるものなるべし。)

八月三日。足利義詮、能登守護吉見氏頼の敵將桃井直廣等を降參せしめたるを賞しその處分を令す。

【吉見文書】

五〇三

能州石動山凶徒桃井民部大輔直廣、并所屬等降參事、去月十八日注進狀披見訖。度々戦功、國中無所殘退治、忠功至極、殊所有御感也。仍於直廣者、爲當城大將之間、重其煩可出現者、隨時儀、可致計沙汰。至自余之者等者、可令追放之狀如件。

康安二年八月三日

在判 (足利義詮)

(この文書は吉見氏頼に與へたるものなるべし。)

八月三日。足利義詮、能登守護吉見氏頼の羽咋郡富來院木尾城を攻落したるを賞してこれに感狀を與ふ。

【吉見文書】

五〇四

能州木尾城追落事、去月廿二日注進狀披見訖。戦功之至、殊感悅訖。彌可致忠節狀如件。

康安二年八月三日

在判 (足利義詮)

(この文書は吉見氏頼に與へたるものなるべし。)

八月五日。能登守護吉見氏頼、諏訪神左衛門尉の鹿島郡能登島御厨東方地頭職を掠むるを停め、

【天野文書】

五〇六

天野安藝入道寛譽、多年軍忠相積仁候。就中於當國連々忠節異于他候之處、一所懸命之地、當國能州以能登嶋御厨東方地頭職、諏訪神左衛門尉掠給候。就其敷申入候。可預安堵御裁許候哉。此段定彼仁可令言上候。恐々謹言。

正平十七年(貞治元年)

二二七

天野遠政に安堵せしめられんことを幕府に請ふ。

【天野文書】

五〇五

天野安藝入道寛譽、多年軍忠相積仁候。就中於當國連々忠節異于他候之處、一所懸命之地、當國能州以能登嶋御厨東方地頭職、諏訪神左衛門尉掠給候。可預安堵御裁許之由敷申候。以此旨可有御披露候。恐惶謹言。

康安二年八月五日

前參河守氏頼 在判

進上 御奉行所

前參河守氏頼 在判

【天野文書】

五〇六

天野安藝入道寛譽、多年軍忠之仁候。就中於當手連々戦功異于他候之處、一所懸命之地、當國能州以能登嶋御厨東方地頭職、諏訪神左衛門尉掠給候。就其敷申入候。可預安堵御裁許候哉。此段定彼仁可令言上候。恐々謹言。

康安二年八月五日

前參河守氏頼 在判

謹上 七條殿